

自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書

自由民主党及び日本維新の会は、わが国が内外ともにかつてなく厳しい状況にある中、国家観を共有し、立場を乗り越えて安定した政権を作り上げ、国難を突破し、「日本再起」を図ることが何よりも重要であるという判断に立ち、「日本の底力」を信じ、全面的に協力し合うことを決断した。

戦後最も厳しく複雑な国際安全保障環境を乗り越えるためには、日本列島を強く豊かにし、誇りある「自立する国家」としての歩みを進める内政及び外政政策を推進せねばならない。

わが国は、「自立する国家」として、日米同盟を基軸に、極東の戦略的安定を支え、世界の安全保障に貢献する。わが国には、そのような覚悟に加え、安全保障環境の変化に即応し、「国民をどう守るか」「わが国の平和と独立をどう守るか」というリアリズムに立った視座が不可欠である。両党は、このリアリズムに基づく国際政治観及び安全保障観を共有する。

また、両党は、国民の生活が経済成長によって向上されることの認識を共有する。そのために、責任ある積極財政に基づく効果的な官民の投資拡大を進めつつ、肥大化する非効率な政府の在り方を見直しを通じた歳出改革を徹底することによって、社会の課題を解決することを目指す。

戦後八十年にわたり、国のかたちを作り上げる過程で積み残してきた宿題を解決すると同時に、冷戦後の三十年の厳しい経済状況を乗り越え、国民生活を向上させる過程で積み残してきた宿題を解決するための改革が急務である。

そのための方策として、国民に寄り添った経済対策等の速やかな実現に加え、憲法改正や安全保障改革、社会保障改革、統治機構改革を含む中長期にわたる日本社会の発展の基盤となる構造改革の推進について、本合意に至った。

これらの政策の実現には、できるだけ幅広い賛同を得ることが重要であり、他党とも真摯な議論を重ねていくことは言うまでもないが、本合意書の内容を精緻化するため、両党による実務者協議体を設置し、確実な履行を図ることとする。

また、本合意書の内容を実現するため、令和七年臨時国会における内閣総理大臣指名選挙の連携に基づく協力を誓い、連立政権を樹立する。

令和七年十月二十日

自由民主党 総裁

高市早苗

日本維新の会 代表

吉村洋文

日本維新の会 共同代表

藤田文武

一．経済財政関連施策

- ガソリン税の暫定税率廃止法案を令和七年臨時国会中に成立させる。
- 電気ガス料金補助をはじめとする物価対策を早急に取りまとめ、令和七年臨時国会において補正予算を成立させる。
- インフレ対応型の経済政策に移行するために必要な総合的対策を、早急に取りまとめ、実行に移す。とりわけ、所得税の基礎控除等をインフレの進展に応じて見直す制度設計については、令和七年内を目途に取りまとめ。給付付き税額控除の導入につき、早急に制度設計を進め、その実現を図る。
- 租税特別措置及び高額補助金について総点検を行い、政策効果の低いものは廃止する。そのための事務を行う主体として政府効率化局（仮称）を設置する。
- 飲食料品については、二年間に限り消費税の対象としないことも視野に、法制化につき検討を行う。
- 子供や住民税非課税世帯の大人の方々には一人四万円、その他のの方々には一人二万円を給付するという政策は行わないものとする。

二. 社会保障政策

- OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直し、金融所得の反映などの応能負担の徹底等、令和七年通常国会で締結したいいわゆる「医療法に関する三党合意書」及び「骨太方針に関する三党合意書」に記載されている医療制度改革の具体的な制度設計を令和七年度中に実現しつつ、社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。

- 社会保障関係費の急激な増加に対する危機感と、現役世代を中心とした過度な負担上昇に対する問題意識を共有し、この現状を打破するための抜本的な改革を目指して、令和七年通常国会より実施されている社会保障改革に関する合意を引き継ぎ、社会保障改革に関する両党の協議体を定期開催するものとする。

- 令和七年度中に、以下を含む社会保障改革項目に関する具体的な骨子について合意し、令和八年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。

(一) 保険財政健全化策推進（インフレ下での医療給付費の在り方と、現役世代の保険料負担抑制との整合性を図るための制度的対応）

(二) 医療介護分野における保険者の権限及び機能の強化並びに都道府県の役割強化
（①保険者の再編統合、②医療介護保険システムの全国統合プラットフォームの構築、③介護保険サービスに係る基盤整備の責任主体を都道府県とする等）
(三) 病院機能の強化、創薬機能の強化、患者の声の反映及びデータに基づく制度設計を実現するための中央社会保険医療協議会の改革

(四) 医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現

(五) 年齢に関わらず働き続けることが可能な社会を実現するための「高齢者」の定義見直し

(六) 人口減少下でも地方の医療介護サービスが持続的に提供されるための制度設計

(七) 国民皆保険制度の中核を守るための公的保険の在り方及び民間保険の活用に関する検討

(八) 大学病院機能の強化（教育、研究及び臨床を行う医療従事者として適切な給与体系の構築等）

(九) 高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の処遇改善（診療報酬体系の抜本的見直し）

(一〇) 配偶者の社会保険加入率上昇及び生涯非婚率上昇等をも踏まえた第三号被保険者制度等の見直し

(一一) 医療の費用対効果分析に係る指標の確立

(一二) 医療機関の収益構造の増強及び経営の安定化を図るための医療機関の営利事業の在り方の見直し

(一三) 医療機関における高度医療機器及び設備の更新等に係る現在の消費税負担の在り方の見直し

- 昨今の物価高騰に伴う病院及び介護施設の厳しい経営状況に鑑み、病院及び介護施設の経営状況を好転させるための施策を実行する。

三、皇室・憲法改正・家族制度等

- 古来例外なく男系継承が維持されてきたことの重みを踏まえ、現状の継承順位を変更しないことを前提とし、安定的な皇位継承のため、皇室の歴史に整合的かつ現実的である「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」案を第一優先として、令和八年通常国会における皇室典範の改正を目指す。
- 日本維新の会の提言『二十一世紀の国防構想と憲法改正』を踏まえ、憲法九条改正に関する両党の条文起草協議会を設置する。設置時期は、令和七年臨時国会中とする。
- 緊急事態条項（国会機能維持及び緊急政令）について憲法改正を実現すべく、令和七年臨時国会中に両党の条文起草協議会を設置し、令和八年度中に条文案の国会提出を目指す。
- 可及的速やかに、衆参両院の憲法審査会に条文起草委員会を常設する。
- 憲法改正の発議のために整備が必要な制度（例…国民投票広報協議会の組織及び所掌事務等に係る組織法並びに〇〇規制及びネット規制等に係る作用法等）について、制度設計を行う。
- 戸籍制度及び同一戸籍・同一氏の原則を維持しながら、社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度を創設する。そのために、旧姓の通称使用の法制化法案を令和八年通常国会に提出し、成立を目指す。
- 令和八年通常国会において、「日本国国章損壊罪」を制定し、「外国国章損壊罪」のみ存在する矛盾を是正する。

四．外交安全保障

- 戦後最も厳しく複雑な戦略環境の変化に伴い、戦略三文書を前倒しで改定する。
- 国際社会における平和を構築する新たな外交手段を涵養する観点から、令和七年度中に、外務省に和平調停に係る部署を創設する。
- わが国の抑止力の大幅な強化を行うため、スタンド・オフ防衛能力の整備を加速化する観点から、反撃能力を持つ長射程ミサイル等の整備及び陸上展開先の着実な進展を行うと同時に、長射程のミサイルを搭載し長距離・長期間の移動や潜航を可能とする次世代の動力を活用したVLS搭載潜水艦の保有に係る政策を推進する。
- 自衛隊の運用に係る組織の効率化及び統合戦司令部の一元的指揮統制の強化のため、自衛隊の区域統合及び中間結節点の簡素化等を着実に実施する。
- 防衛生産・技術基盤を強化する観点から、令和八年通常国会において「防衛装備移転三原則の運用指針」の五類型を撤廃し、防衛産業に係る国営工廠及び国有施設民間操業（GOCO: Government Owned, Contractor Operated）に関する施策を推進する。
- 自衛官の採用状況に関する深刻な情勢に対する危機感と、処遇改善を含む人的基盤の抜本的強化、自衛官の自衛官たる矜持を向上するための施策の必要性を共有し、現下の状況を打破するための抜本的な改革を目指して、自衛官の恩給制度の創設を検討する。また、現在の自衛隊の「階級」、「服制」及び「職種」等の国際標準化を令和八年度中に実行する。

五. インテリジェンス政策

- わが国のインテリジェンス機能が脆弱であり、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるという認識を共有し、総合的なインテリジェンス改革について協議し、合意した施策について実行する。
- 令和八年通常国会において、内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、「国家情報局」及び「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門及び情報部門を同列とするため、「国家情報局」及び「国家情報局長」は、「国家安全保障局」及び「国家安全保障局長」と同格とする。
- 現在の「内閣情報会議」（閣議決定事項）を発展的に解消し、令和八年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。
- 令和九年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。
- 情報要員を組織的に養成するため、令和九年度末までに、インテリジェンス・コミュニティ横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。
- インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等）について令和七年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

六. エネルギー政策

- 電力需要の増大を踏まえ、安全性確保を大前提に原子力発電所の再稼働を進める。
- また、次世代革新炉及び核融合炉の開発を加速化する。地熱等わが国に優位性のある再生可能エネルギーの開発を推進する。
- 国産海洋資源開発（エネルギー資源及び鉱物資源）を加速化する。

七. 食料安全保障・国土政策

- 食料の安定供給確保が、国民の生存に不可欠であることの認識を共有し、全ての田畑を有効活用する環境を整え、厳しい気候に耐え得る施設型食料生産設備（いわゆる植物工場及び陸上養殖等）への大型投資を実現する。
- わが国が古来より育んできた美しい国土を保全する重要性を確認し、森林伐採や不適切な開発による環境破壊及び災害リスクを抑制し、適切な土地利用及び維持管理を行う観点から、令和八年通常国会において、大規模太陽光発電所（メガソーラー）を法的に規制する施策を実行する。

八. 経済安全保障政策

- 南西諸島における海底ケーブルの強靱性を強化するための施策を推進する。

九．人口政策及び外国人政策

- わが国最大の問題は人口減少という認識に立ち、令和七年臨時国会中に、政府に人口減少対策本部（仮称）を立ち上げ、子供子育て政策を含む抜本的かつ強力な人口減少対策を検討、実行する。
- ルールや法律を守れない外国人に対しては厳しく対応することが、日本社会になじみ貢献している外国人にとっても重要という考えに基づき、以下の対策を講じる。
 - （一）内閣における司令塔を強化し、担当大臣を置く。
 - （二）外国人比率が高くなった場合の社会との摩擦の観点からの在留外国人に関する量的マネジメントを含め、外国人の受入れに関する数値目標や基本方針を明記した「人口戦略」を令和八年度中に策定する。
 - （三）外国人に関する違法行為への対応と制度基盤を強化する。
 - （四）外国人に関する制度の誤用・濫用・悪用への対応を強化する。
- 令和八年通常国会で、対日外国投資委員会（日本版 OEFIs）の創設を目指す。また、令和八年通常国会で、外国人及び外国資本による土地取得規制を強化する法案を策定する。

一〇．教育政策

- いわゆる高校無償化を令和八年四月から実施するため、残る課題について、令和七年十月中に合意し、制度設計を確定させる。
- 小学校給食無償化を令和八年四月から実施するため、残る課題について整理し、制度設計を確定させる。
- 令和七年通常国会で締結した「三党合意」における保育料負担軽減をはじめ、子育て支援施策の大幅な拡充を実現する。
- 令和七年通常国会で締結した「三党合意」のとおり、高校教育改革のグランドデザインを策定し、全国での教育機会確保と教育の質の向上を実現する。
- 人口減少に伴い、大学数及び規模の適正化を図ることを目指す。
- 科学技術創造立国の礎となる基礎研究について、十分な研究費を確保するため、科学研究費を大幅に拡充する。

一一．統治機構改革

- 首都の危機管理機能のバックアップ体制を構築し、首都機能分散及び多極分散型経済圏を形成する観点から、令和七年臨時国会中に、両党による協議体を設置し、首都及び副首都の責務及び機能を整理した上で、早急に検討を行い、令和八年通常国会で法案を成立させる。

一一一 政治改革

- 企業団体献金の取り扱いについては、自由民主党は「禁止より公開」、日本維新の会は「完全廃止」を主張してきた。特定の企業団体による多額の献金が政策の意思決定を歪めるのではないかという懸念を払拭し、国民に信頼される政治資金の在り方を追求し、そのための制度改革が必要であるとの課題意識は共有しつつも、現時点で最終結論を得るまでに至っていない。そこで、両党で、企業団体からの献金、政治団体からの献金、受け手の規制、金額上限規制、機関誌等による政党の事業収益及び公開の在り方等を含め、政党の資金調達の在り方について議論する協議体を令和七年臨時国会中に設置するとともに、第三者委員会において検討を加え、高市総裁の任期中に結論を得る。
- 政党におけるガバナンスを明確化するため、政党法について検討を進める。
- 一割を目標に衆議院議員定数を削減するため、令和七年臨時国会において議員立法案を提出し、成立を目指す。
- 時代にあった選挙制度を確立するため、両党は衆議院議院運営委員会に設置された「衆議院選挙制度に関する協議会」等あらゆる場で議論を主導し、小選挙区比例代表並立制の廃止や中選挙区制の導入なども含め検討する。そのため、令和七年度中に、両党による協議体を設置する。

右記以外の政策については、両党間で、誠心誠意協議するものとする。

以上